

「（仮称）子どもを守る条例」 の骨子案について

基本的な考え方

◆ 諮問書

「（仮称）子どもを守る条例」の制定について（諮問）

（令和2年6月11日 第1回枚方市社会福祉審議会子ども・子育て専門分科会）

近年、子どもの貧困、いじめ、虐待、ひきこもり、不登校など、さまざまな子どもの課題が深刻化しており、全国的にも、子どもの生命や心身の発達に重大な影響を及ぼす事案が多数報告されています。さらには、少子化や核家族化、家庭と地域とのつながりの希薄化など、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化している中で、より一層、行政、保護者、地域、関係機関など、さまざまな主体が連携し、社会全体で子どもの成長を支えていくことが強く求められています。

このような現状を踏まえ、本市では、**子どもの人権を尊重することを基本に、すべての子どもが健やかに育つ社会を実現するため、「（仮称）子どもを守る条例」を制定し、子どもの成長を地域社会全体で支える**とともに、子どもに関する各計画等に基づき、本市の現状に即した実効性のある支援策を総合的に推進していきます。

つきましては、本条例の制定について、子ども・子育て支援に関する分野をはじめとした貴審議会の広範なご意見をいただきたく、諮問します。

基本的な考え方

◆ 条例制定の基本的な考え方

- ① 子どもの人権を尊重することを基本に、行政、保護者、地域、関係機関などの役割を明らかにするとともに、さまざまな主体が連携して、社会全体で子どもの成長を支えることの必要性を発信していく。
- ② 子ども一人ひとりが、周りの大人たちに支えられて育つことの必要性を示すとともに、「自分を大切にする、周りの人に思いやりの心を持つ」など、子ども自身の主体性を育むことも大切にする内容とする。
- ③ 条例においては、取り組みの方向性と市の現状に応じた子どもを守る仕組みづくりについて示し、市の子どもに関する各計画などに基づき、実効性のある支援策を総合的に推進していく。
- ④ 子どもの生命を守るため、支援を要する子ども等に関する情報については、市の関係機関を横断して共有、活用し、適切な支援につなげていく。また、子どもやその家族の情報を共有、活用することについて、その必要性を示し、市民の理解・協力を求める内容とする。
- ⑤ 社会総がかりで子どもを見守り、適切かつ的確に支援が行える体制の整備が不可欠であり、地域・事業者などと一体となって子どもの育ちを見守る地域づくりを進める。
- ⑥ 条例制定にあたっては、「枚方市社会福祉審議会 子ども・子育て専門分科会」へ諮問するとともに、子どもや地域の大人の意見などを十分に聴きながら、内容の検討に取り組んでいく。

条例の構成案

第1章 総則

(目的) (定義) (基本理念)

第2章 多様な主体の役割

(保護者の役割) (地域の役割) (学校園等の役割) (事業者の役割) (市の責務)

第3章 子どもの生きる力の育み

第4章 子どもの育ちを見守る体制づくり

(相談支援体制の充実) (子どもの社会参加の促進)
(子育て支援の推進) (予防的支援の充実)

第5章 子どもの育ちを見守る施策の推進

第6章 雑則

条例の構成案

◆ 「理念」部分

第1章 総則

(目的) (定義) (基本理念)

第2章 多様な主体の役割

(保護者の役割) (地域の役割)
(学校園等の役割) (事業者の役割)
(市の責務)

第3章 子どもの生きる力の育み

◆ 理念を実現するための「取り組み」部分

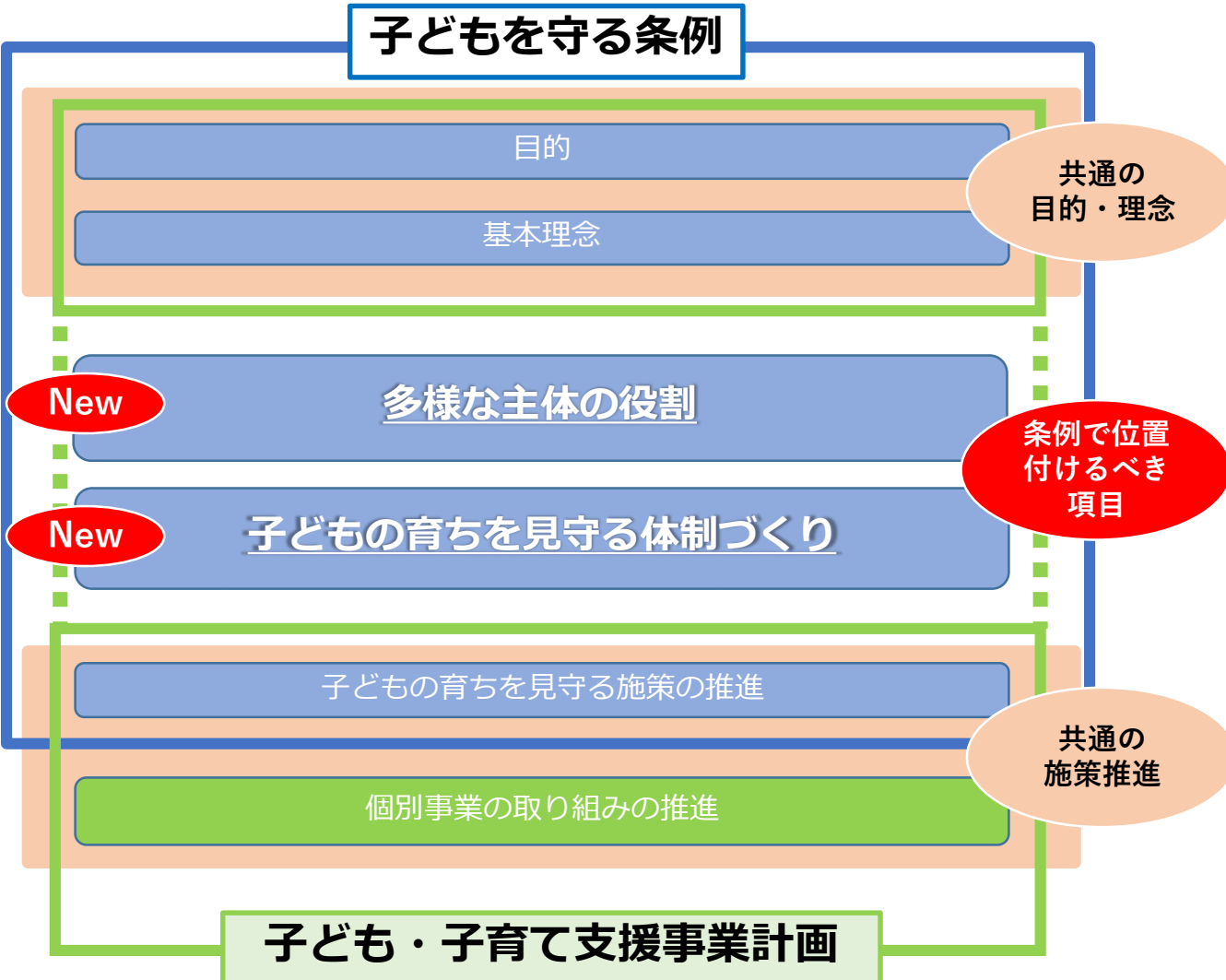
第4章 子どもの育ちを見守る体制づくり

(相談支援体制の充実) (子どもの社会参加の促進)
(子育て支援の推進) (予防的支援の充実)

体制を整備することで、各施策を効果的に推進する

第5章 子どもの育ちを見守る施策の推進

条例の構成案



- 本市の子どもに関する施策は「枚方市子ども・子育て支援事業計画」を軸に、関連計画に基づいて推進しているが、子どもをめぐる課題は複雑化、深刻化が進み、子どもの安全や心身の発達に影響を及ぼす事案が多数報告されている。
 - こうした課題に対応していくために、保護者だけでなく、市民一人ひとりが子どもの育ちを支えるという意識をもって見守り、ときには支援機関につないでいくことで、現に課題のある子どもに対し迅速に対応することはもちろん、深刻化するまでの早期発見、ひいては予防的支援を行っていくことが可能となる。
 - これまでの計画では、そのための各主体の役割、体制づくりが明らかになっていなかった。
- ↓
- 各主体の役割、体制づくりについては市民全体に対し影響を及ぼす（周知を行う）必要があるとともに、市民一人ひとりに一定の役割、努力義務を課すことで、子どもに関する施策を実効性あるものとするため、その性質上、計画ではなく条例で位置付ける。

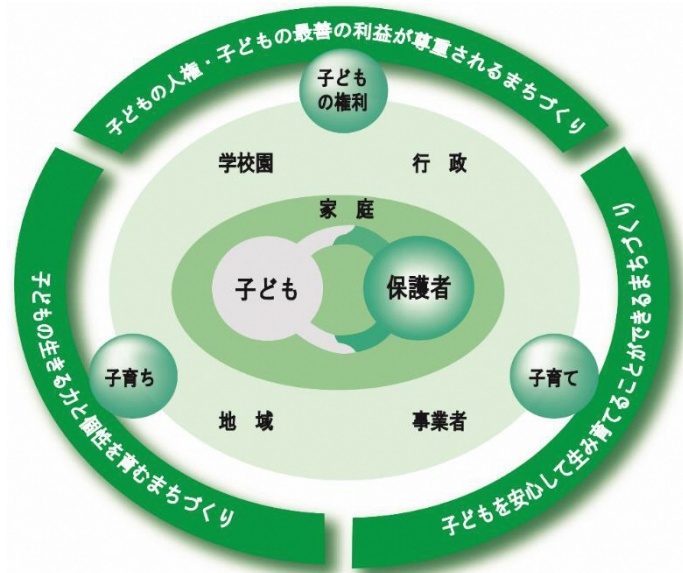
第1章 総則

◆ 目的

一人ひとりの子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方の実現を目指します。

(参考)

子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方



「基本理念」

計画の基本理念については、子育て支援ニーズがますます多様化する中であっても、一人ひとりの子どもが等しく笑顔でいきいきと健やかに育ち、保護者が安心して子育てができるよう、第1期計画を引継ぎ、普遍的なものとして、『子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方』の実現をめざします。

この基本理念の実現に向け、子どもの生きる力と個性を育み、子どもを安心して生み育てることができるまちづくりを進めるとともに、一人ひとりの子どもをひとりの人間として、子どもが持つ権利や自由を尊重し、子どもの最善の利益を第一に考慮してまちづくりを進めます。

第2期 枚方市子ども・子育て支援事業計画

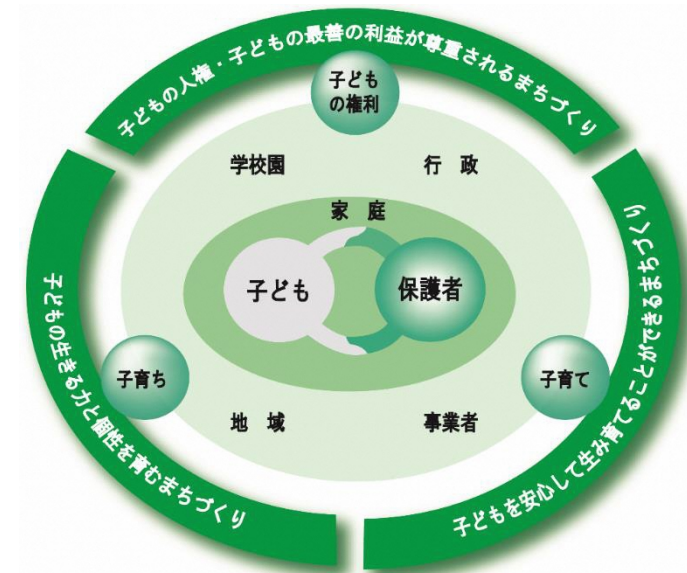
第1章 総則

◆ 定義

(条例の関係者を定義します。)

子ども	おおむね18歳未満の者
保護者	親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するもの
地域	市内に在住し、在学し、若しくは在職する者、又は市内で活動する個人、法人若しくは団体
学校園等	市内の児童福祉法に規定する児童福祉施設、学校教育法に規定する学校その他子どもが育ち、学び、及び活動するために利用する施設の関係者
事業者	市内で、商業、工業その他の事業を営む個人又は法人その他の団体

(参考)



第2期 枚方市子ども・子育て支援事業計画

第1章 総則

◆ 基本理念

- 子ども一人ひとりの最善の利益を中心においた支援を行うために、さまざまな知識・情報が共有されるSociety5.0(※)時代の先進技術を効率的に活用し、社会が一体となって、子どもの心身ともに健やかな成長を支えます。

➤ 基本理念① 子どもの権利

一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考慮します。

➤ 基本理念② 子育て

一人ひとりの子どもが主体的に生きる力を育みます。

➤ 基本理念③ 子育て

一人ひとりの子どもに寄り添い家庭丸ごと応援します。

➤ 基本理念④ 機関連携

医療、保健、福祉、教育分野などの連携を一層推進します。

(※) Society5.0とは

- サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会で、国が目指すべき未来社会の姿として提唱されている。
- Society5.0で実現する社会は、IoT、ロボット、AI、ビッグデータ等の先進技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、格差なく、多様なニーズにきめ細やかに対応したモノやサービスを提供する。

【内閣府HP より抜粋】

第2章 多様な主体の役割

- 子どもは様々な体験の中で豊かな人間性を育み、経験を積み重ねる中で、社会的自立を果たします。次代の社会を支える担い手である子どもたちが心身ともに健やかに生まれ育ち、社会的にも経済的にも自立した若者に成長できるよう、その育ちを見守り支えることを基本として、保護者、地域、学校園等、事業者、市それぞれに、その特性に応じた役割を定めます。

◆ 保護者の役割

- 子どもの育ちを支える第一義的な責任があることを自覚し、子どもの最善の利益を考慮しながら子どもの年齢及び成長に応じた養育を行うこと。
- 子どもが安心して生活することができる家庭環境づくりを行うこと。

◆ 地域の役割

- 子どもが安心して生活することができる地域づくりを行うこと。
- 子どもとともに地域活動を行う等、交流の機会づくりを行うこと。

第2章 多様な主体の役割

◆ 学校園等の役割

- 年齢及び成長に応じ、子どもが主体的に学び、育つことができるよう支えること。
- 支援を要する子どもの早期発見及びその支援を行うこと。

◆ 事業者の役割

- 子どもの育成に関する活動を主体的に行うこと。
- 雇用する従業員が仕事と子育てとを両立し、子どもとのかかわりを深めることができるよう配慮すること。

◆ 市の責務

- 多様な主体と連携し、子どもに関する切れ目のない施策を推進すること。
- 多様な主体がそれぞれの役割を果たすことができるよう必要な支援を行うこと。
- 子どもや大人の関心及び理解を深めるため、この条例の趣旨について広報活動その他必要な措置を講ずること。

第3章 子どもの生きる力の育み


- 子どもの特性に応じて、調和のとれた一人の人間として、将来に向け自己を確立するために、自ら考え判断する力や、豊かな人間性、健康と体力を備えた生きる力、個性や創造性を発揮する力を、家庭、地域、学校園等、事業者、市が相互に連携・協力し、社会全体で育む環境づくりを推進します。
- また、子ども自身が次の観点を身につけながら主体的に生きる力を育むことができるよう考慮します。
 - 自分の権利が尊重され、自分自身を大切にすることを育む。
 - 悩んだり困ったりしたときは自分の思いを伝えたり相談したりする。
 - 社会（人間関係）の中では他者の権利も尊重されることが大切であり、成長過程において、社会の決まりを守りながら、他者の権利も大切にすることを育む。
 - このような多様な経験を積み重ねていきながら社会的に自立していく主体性を身につける。

第4章 子どもの育ちを見守る体制づくり

- ・ スマート自治体への転換が求められる時代にあって、行政各分野、関係機関や地域の様々な社会資源と連携・共有した子どもの情報をデジタル化・集約・活用することで、子どもの課題を早期に発見し、的確に支援を届ける体制を整備します。

◆ 相談支援体制の充実


- ・ 多様化・重複化し、さらに深刻さを増すあらゆる子どもの課題について、安心して相談ができるよう、多様な相談チャネルを整備し、相談体制の充実を図ります。



【基本理念①】一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考慮します。

◆ 子どもの社会参加の促進

- ・ 市の持つ子どもの成育歴・支援歴を活用し、子どもが成人になるまで一貫性のある、切れ目のない支援を届けるとともに、子どもの生きる力を培い、社会的自立を育みます。



【基本理念②】一人ひとりの子どもが主体的に生きる力を育みます。

第4章 子どもの育ちを見守る体制づくり

◆ 子育て支援の推進

- ・子どもの養育状況全般を家庭全体の問題として捉え、子どもが心豊かで健やかに育つよう、地域における子育て家庭に対する支援を推進します。



【基本理念③】一人ひとりの子どもに寄り添い家庭丸ごと応援します。

◆ 予防的支援の充実

- ・市はすべての子どもの養育環境全般について継続的な実態把握に努めるとともに、デジタルデータを活用し、一人ひとりの子どもが抱える課題が深刻化することのないよう予防的支援の充実を図ります。



【基本理念④】医療、保健、福祉、教育分野などの連携を一層推進します。

第5章 子どもの育ちを見守る施策の推進

- 条例の理念を実現していくため、次世代育成支援対策推進法の市町村行動計画（本市における子ども・子育て支援事業計画）を基幹計画に位置づけ、地域の多様な関連機関、社会資源と連携して、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

「(仮称) 子どもを守る条例」と「子ども・子育て支援事業計画」との関連について

(仮称) 子どもを守る条例

目的

- ◆ 「子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方」の実現を目指す

基本理念

- ① 一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考慮します
- ② 一人ひとりの子どもが主体的に生きる力を育みます
- ③ 一人ひとりの子どもに寄り添い家庭丸ごと応援します

- ④ **医療、保健、福祉、教育分野などの連携を一層推進します**

子ども一人ひとりの最善の利益を中心においた支援を行うために、さまざまな知識・情報が共有されるSociety5.0時代の先進技術を効率的に活用し、**社会が一体となって、子どもの心身ともに健やかな成長を支えます。**

子どもの育ちを見守る体制づくり

「**子ども見守りシステム**」を活用し、子どもの情報をデジタル化・集約・活用することで、子どもの課題を早期に発見し、的確に支援を届ける体制を整備する。



- 相談支援体制の充実
- 子どもの社会参加の促進
- 子育て支援の推進
- 予防的支援の充実

システムを活用した体制整備

子ども・子育て支援事業計画

基本理念

- ◆ 「子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方」の実現を目指す

基本方向

- I. 子どもの人権・子どもの最善の利益が尊重されるまちづくり
- II. 子どもの生きる力と個性を育むまちづくり
- III. 子どもを安心して生み育てることができるまちづくり

施策を実施し、基本理念を達成

子どもに関する施策

施策目標

1. 子どもの人権擁護の推進
2. 子どもの貧困問題に対する施策の総合的な推進
3. 子どもの生きる力を育む環境の整備
4. 子どもの個性や創造性を育む環境の整備
5. 子育て家庭にやさしい安全・安心なまちづくりの推進
6. 地域における子育ての相談・支援
7. 子育てと仕事の両立支援

推進方向

取り組み